

米国 12 州の米国政府に対する訴訟 (気候変動問題関連)

10月23日、ニューヨーク州やカリフォルニア州などの米国の12州(注1)等は、米国環境保護庁(EPA)が発表した「EPAは大気浄化法に基いて温室効果ガスの排出を規制する権限がない」という見解(注2)に対し、これを見直すようEPAを訴える訴訟を上訴裁判所に起こした。

今後、大気浄化法が温室効果ガス規制の法的根拠を与えるかどうかを巡り裁判所で争われる。

(注1)訴訟を起こした州

訴訟を起こしたのは以下の12州。カリフォルニア州が単独で、他の11州はボルティモア市及びニューヨーク市、環境防衛やグリーンピースなど14の環境NGOと共同で提出。

州	知事、司法長官の所属		州	知事、司法長官の所属	
	知事	司法長官		知事	司法長官
カリフォルニア	民 共	民主	ニューメキシコ	民主	民主
コネティカット	共和	民主	ニューヨーク	共和	民主
イリノイ	民主	民主	オレゴン	民主	民主
メイン	民主	民主	ロードアイランド	共和	民主
マサチューセッツ	共和	民主	バーモント	共和	民主
ニュージャージー	民主	民主	ワシントン	民主	民主

(参考)上記の州の司法長官は、メイン州が州議会の投票、ニュージャージー州が知事による指名、その他の10州が選挙により選出される。

(注2)EPAによる見解

EPAは、本年8月28日、大気浄化法の下で温室効果ガスを規制する権限はEPAにはないと、この見解を発表した。これは、国際技術評価センターやNGOが、EPAは大気浄化法に基づき自動車から排出される温室効果ガスを規制すべきという嘆願書を提出していたことに対応したもの。

EPAは、この見解の根拠として、

- 議会は、気候変動に対処するためにEPAが大気浄化法に基づき(固定発生源や自動車から排出される)CO2やその他の温室効果ガスを規制する権

限を認めていない。

- EPA が自動車に対する温室効果ガスの排出基準を設定することは現時点では適切でない。
を挙げている。

(注3) クリアスカイズ法案と CO₂

ブッシュ政権は、発電所からの大気汚染物質排出量(硫黄酸化物、窒素酸化物及び水銀)を現状水準から3割程度まで減少させるとともに、排出量取引を認める「クリアスカイズ」法案(大気浄化法の改正案)を提出している。既に上院において審議が行われているが、一部の民主党議員及び共和党議員は、規制基準の更なる強化や CO₂ を対象物質に追加することを主張している。